

ご注意

- ◎ この請求書は、今まで特別支給の老齢厚生年金を受けていた方(他の年金を受給していることによる停止などで、実際に支払いを受けていない方も含みます。)が65歳から老齢厚生年金を受けるために必要なものです。
- ◎ 老齢厚生年金の繰下げ(66歳以降に増額した額を受けること)を希望される場合には、この請求書を提出する必要はありません。
- ◎ 共済組合等に参加したことのある方は、共済組合等からも老齢厚生年金を受けることができます。
ただし、老齢厚生年金の繰下げを希望される場合は、全ての老齢厚生年金を同時に繰下げの必要があります。(一方の老齢厚生年金のみ繰下げの請求をすることは出来ません。)
- ◎ 『子』の欄は、18歳到達年度の末日が到来していない子、または障害の状態(障害基礎年金の1級または2級の状態)にある20歳未満の子についてご記入ください。
なお、子の人数が4人以上の場合は、請求される方の氏名と4人目以降の子の氏名、氏名フリガナ、生年月日および障害の状態を便せんなどにご記入いただき、この請求書に添付してください。
- ◎ 個人番号を記入したときは、次の(1)または(2)を添付してください。
なお、郵送で提出される場合は下記書類のコピーを添付してください。
 - (1)マイナンバーカード
 - (2)以下の2種類の書類(㊦と㊧1種類ずつ)
 - ㊦個人番号が確認できる書類:個人番号が記載された住民票または通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ㊧身元確認ができる書類:運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等

※身元確認ができる書類については、上記㊧以外にも添付可能な書類があります。
ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。